

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

日 時 : 2006年7月8日(土) 13:30~16:30

場 所 : 専修大学神田校舎1号館301教室

全体テーマ:「憲法改正国民投票法案の検討」

報告者 : 飯島 滋明(専修大学法学部非常勤講師)

「与党案について」

内藤 光博(所員・専修大学法学部教授)

「民主党案について」

司 会 : 古川 純(所員・専修大学法学部教授)

共 催 : けんぼう市民フォーラム

2006年5月26日に、与党(自民・公明)と民主党により、それぞれ衆議院に提出された「憲法改正国民投票法案」について、シンポジウムの形で定例研究会が開催された。

第1報告者である飯島滋明氏は、総論として、国民投票のプレシット性の危険性に言及し、実際の国民意志とは異なるのに、あたかも国民が決定したかのような結果を生み出す危険性、反民主主義的な政治運営をもたらす危険性を指摘した。次に、「与党案」と「民主党案」の比較を行ったうえで、国民投票法の制定の真の意図は、海外で戦争のできる国家にし、国民や地方公共団体を法的に国家=中央政府の法的拘束のもとに置くことのできる体制(=国家総動員体制)を確立できるような憲法に改悪するための外堀を埋める行為であること、「国民投票の過半数」を「有効投票数の過半数」とすることで、国民意思の歪曲をもたらすこと、投票方式としての「関連事項区分方式」は新たな「一括投票方式」であること、国民投票運動の規制の問題性、「組織的多数人買収罪」(109条)の不明確性、「国民投票広報」(14条1項)の問題点などを指摘した。

第2報告者では、「民主党案について」、第1に、国政問題国民投票制度を含む民主党案について、プレシットの可能性を指摘した上で、「関連事項区分方式」の問題点、発議から投票までの期間は短すぎる点、最低投票率制度を導入しない「国民の過半数の賛成」の基準は民意を反映できない点が指摘された。第2に、メディアの報道の自由化に関連して、国民投票についてのメディアの原則自由な報道とすることは、財力の多寡による言論の不正を招くこと、政党等の放送による意見広告の無料化(公営化)について、何故に政党のみに意見広告が無料とされるのか、またその細則について所属議員「数を踏まえて」憲法改正広報協議会がテレビ放送や新聞の意見広告の回数や時間、紙面の広さ(面積)を決定するが、これは改正反対政党に圧倒的に不利になることなどが指摘された。

文責: 専修大学法学部教授 内藤光博

2006年7月8日(土) 定例研究会報告

テーマ： コウホート分析研究会

報告者： 森 宏 研究参与ほか

時間： 14:00 から 17:45 まで

場所： 神田校舎 7A

報告内容概略：

本研究会では3件の報告と討論セッションが行われた。まず早稲田大学の稲葉敏夫教授から「社会科学研究のためのコウホート分析」と題して、コウホート分析のフレームワークや概念の説明が行われ、文献サーヴェイに基づいて「人口・世帯別消費」や「広義の年齢要因を補正した時代効果の意味内容」などについて研究成果が発表された。稲葉教授の発表に対し元西友フーズ社長の蜂巢賢一氏が自身の経験などを交えながら、コメントした。

次いで、中央農業総合研究センターマーケティング研究グループの石橋喜美子氏により「生鮮魚介の家庭内消費量の変化について」と題し、家計調査の個票分析に基づいた発表が行われた。また、本研究所の森宏研究参与により、石橋氏の発表に補足する形でコウホート分析を用いた報告がなされた。石橋氏および森参与の発表については埼玉大学名誉教授の秋谷重男氏より長きに渡る自身の研究を交えながらコメントがなされた。

最後に駒澤大学の田中正光講師によって「コウホート分析による果物消費の予測」が発表され、2015年および2025年の消費予測をした。これに対し、農林水産省果樹花き課の西嶋英樹課長補佐が行政の担当者の立場からコメントされた。

小休止をはさみ、京都大学大学院農学研究科の小田滋晃教授の司会によって討論セッションが行われた。

記：専修大学経営学部・佐藤康一郎